

建設業法上の許可区分、監理技術者及び主任技術者の配置要件について

I 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額(消費税込み)が4,000万円(建築一式工事については、6,000万円)以下「下請基準額」という。以上となる場合は、「土木工事業」に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあっては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者又は特例監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第2号イに該当する者(又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び同法第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

また、特例監理技術者を置く場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合)には、監理技術者補佐(この建設工事の種類に関し、同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、I級の技術検定の第1次検定に合格した者又は同法第15条第2号イ、ロ又はOハに該当する者)を当該工事現場ごとに専任で配置する必要があります。

3 主任技術者の配置

請負代金額(消費税込み)が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			その他の建設業（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元受け工事における 下請け契約の合計額		4,000万円以上 (建築一式 6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式 6,000万円)	4,000万円（建 築一式 6,000 万円）以上は契 約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は 契約できない
工事 現場 の 技 術 者 制 度	工事現場に配置 すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	①I級国家資格 ②国土交通大臣 特別認定者	①I級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)		①I級国家資格者 ②指導監督的 実務経験者	①I級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3 年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の 現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事）に配置される場合					
	監理技術者 資格者証	専任をする場 合は必要※	不要		専任をする場 合は必要※	不要	

※専任をする監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもの のうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）
なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。
また、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。

土木施工管理技術検定制度などの活用

対象業種	土木一式工事または舗装工事	
請負対象金額	4,500万円以上 9,000万円未満	9,000m万円以上
技術者の資格要件	<p>① 土木施工管理技士 ② 建設機械施工(管理)技師 ③ 技術士(建設部門等) ④ 監理技術者証を有する者 (土木一式工事は土木工事業、 舗装工事は舗装工事業に限る。)</p>	<p>① I級土木施工管理技士 ② I級建設機械施工(管理)技師 ③ 技術士(建設部門等) ④ 監理技術者証を有する者 (土木一式工事は土木工事業、 舗装工事は舗装工事業に限る。)</p>